

第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（素案）新旧対照表

(新) 第4次基本計画（素案）	(旧) 第3次基本計画
<p><b>第1章 計画の策定に当たって</b></p> <p><b>1 計画策定の趣旨</b></p> <p>配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。また、被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難であるなどの事情におかれている女性に対し配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなるだけでなく、子どもにとっては心理的虐待とされる行為であり、最終的には子どもの貧困にもつながりうるものです。</p> <p>DVは、<b>当事者が被害者または加害者であること意識が薄い傾向があるため、被害が潜在化し、DVがエスカレートし被害が深刻化しやすく、また、個人的な問題として捉えられる傾向がありますが、決して個人的な問題ではなく、社会全体における構造的な問題から発生するものです。</b></p> <p>このような状況を改善するため、国は、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）を制定し、<b>令和5年</b>には同法の一部改正が行われましたが、本市においても法律の趣旨を踏まえ、女性相談室において被害者の相談を行うとともに、関係機関・団体と連携し、被害者の保護・自立支援を行ってきました。</p> <p>また、「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」（以下「男女共同参画推進条例」という。）では、第3条で「男女の人権の尊重」、第13条で「性別による人権侵害の禁止」をうたい、男女共同参画を阻害する、性別に起因する暴力の禁止を規定しています。</p> <p>平成20年1月には、市町村の役割の拡大や被害者の生命又は身体の安全を確保する保護命令制度の拡充を柱とした法改正が行われ、「配偶者からの暴力防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本計画」（以下「市町村基本計画」という。）を策定することが、市町村の努力義務として規定されました。</p> <p>これを受けて本市としても、被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行っていくため、平成21年10月に「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定し、平成22年4月には、配偶者暴力相談支援センターを開設して取組を進めてきました。<b>平成31年3月には、「第3次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、DVの防止及び被害者の保護・支援に努めてきました。</b></p>	<p><b>第1章 計画の策定に当たって</b></p> <p><b>1 計画策定の趣旨</b></p> <p>配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。また、被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難であるなどの事情におかれている女性に対し配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなるだけでなく、子どもにとっては心理的虐待とされる行為であり、最終的には子どもの貧困にもつながりうるものです。</p> <p>DVは、<b>被害が潜在化しやすく、また、個人的な問題として捉えられる傾向がありますが、決して個人的な問題ではなく、社会全体における構造的な問題から発生するものです。</b></p> <p>このような状況を改善するため、国は、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）を制定し、<b>平成16年</b>には同法の一部改正が行われましたが、本市においても法律の趣旨を踏まえ、女性相談室において被害者の相談を行うとともに、関係機関・団体と連携し、被害者の保護・自立支援を行ってきました。</p> <p>また、「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」（以下「男女共同参画推進条例」という。）では、第3条で「男女の人権の尊重」、第13条で「性別による人権侵害の禁止」をうたい、男女共同参画を阻害する、性別に起因する暴力の禁止を規定しています。</p> <p>平成20年1月には、市町村の役割の拡大や被害者の生命又は身体の安全を確保する保護命令制度の拡充を柱とした法改正が行われ、「配偶者からの暴力防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本計画」（以下「市町村基本計画」という。）を策定することが、市町村の努力義務として規定されました。</p> <p>これを受けて本市としても、被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行っていくため、平成21年10月に「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定し、平成22年4月には、配偶者暴力相談支援センターを開設して取組を進めてきました。<b>平成26年10月には、平成25年6月の生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても適用対象とする法改正を踏まえ、「第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、DVの防止及び被害者の保護・支援に努めてきました。</b></p>

本計画は、第3次計画の期間が、令和5年度までとなっていることから、第3次計画策定後の社会情勢の変化や本市における現状を踏まえ、計画の改定を行うもので、今後はこの計画に基づき着実に各種施策を推進し、DVの根絶を目指します。

## 2 計画の位置付け

(1) この計画は配偶者暴力防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画です。

(2) この計画は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく市町村基本計画です。

(3) 男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえるものです。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度からの5年間とし、配偶者暴力防止法や国の基本方針<sup>1</sup>が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

(省略) 配偶者等からの暴力(DV:ドメスティックバイオレンス)

## 第2章 配偶者等からの暴力をめぐる現状と課題

### 1 配偶者等からの暴力被害経験等(全国調査結果)

(1) 配偶者からの暴力被害経験

令和2年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」(令和3年3月公表)によると、「これまでに結婚したことがある」と答えた人のうち、配偶者から暴力被害を受けたことがあると回答した人(「何度もあった」「1,2度あった」の計)は、22.5%となっており、性別ごとに見ると、男性は、18.4%で約5人に1人の割合、女性は、25.9%で約4人に1人の割合となっています。

本計画は、第2次計画の期間が、平成30年度までとなっていることから、第2次計画策定後の社会情勢の変化や本市における現状を踏まえ、計画の改定を行うもので、今後はこの計画に基づき着実に各種施策を推進し、DVの根絶を目指します。

## 2 計画の位置付け

(1) この計画は配偶者暴力防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画です。

(2) 男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえるものです。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成31年度からの5年間とし、配偶者暴力防止法や国の基本方針<sup>1</sup>が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

(省略) 配偶者等からの暴力(DV:ドメスティックバイオレンス)

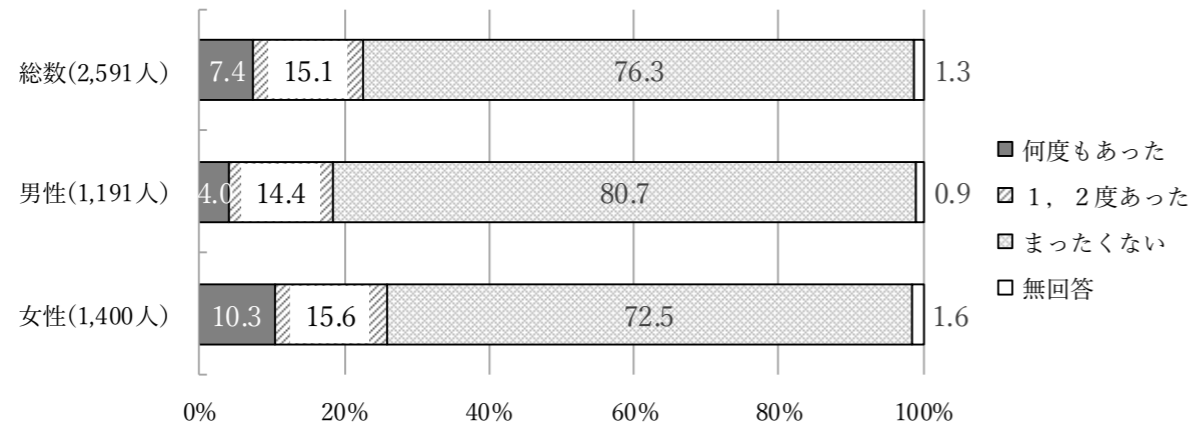
## 第2章 配偶者等からの暴力をめぐる現状と課題

### 1 配偶者等からの暴力被害経験等(全国調査結果)

(1) 配偶者からの暴力被害経験

平成29年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」(平成30年3月公表)によると、「これまでに結婚したことがある」と答えた人のうち、配偶者から暴力被害を受けたことがあると回答した人(「何度もあった」「1,2度あった」の計)は、26.1%となっており、性別ごとに見ると、男性は、19.9%で約5人に1人の割合、女性は、31.3%で約3人に1人の割合となっています。

配偶者からの被害経験（全国調査）

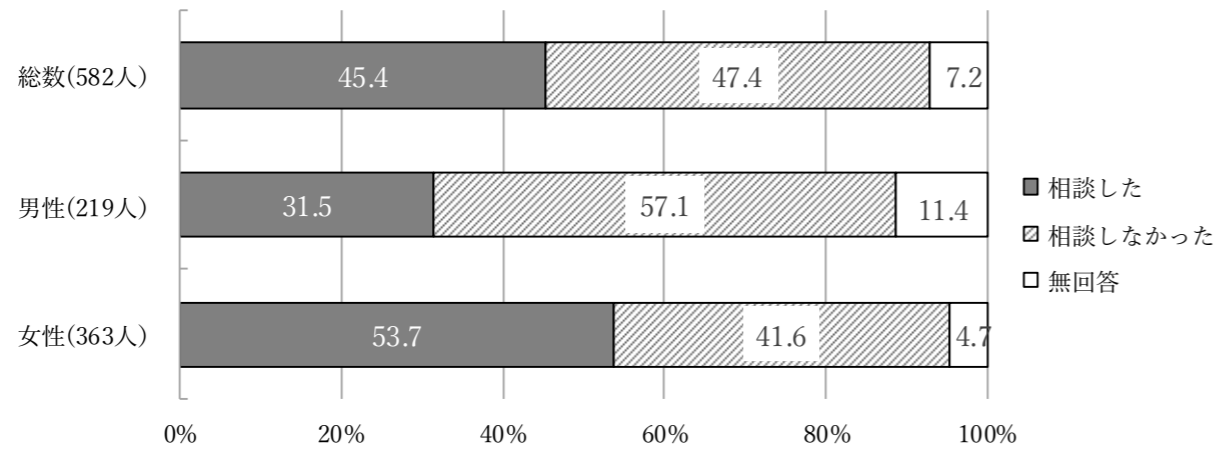


令和2年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

(2) 配偶者からの暴力の相談経験と相談しなかった理由

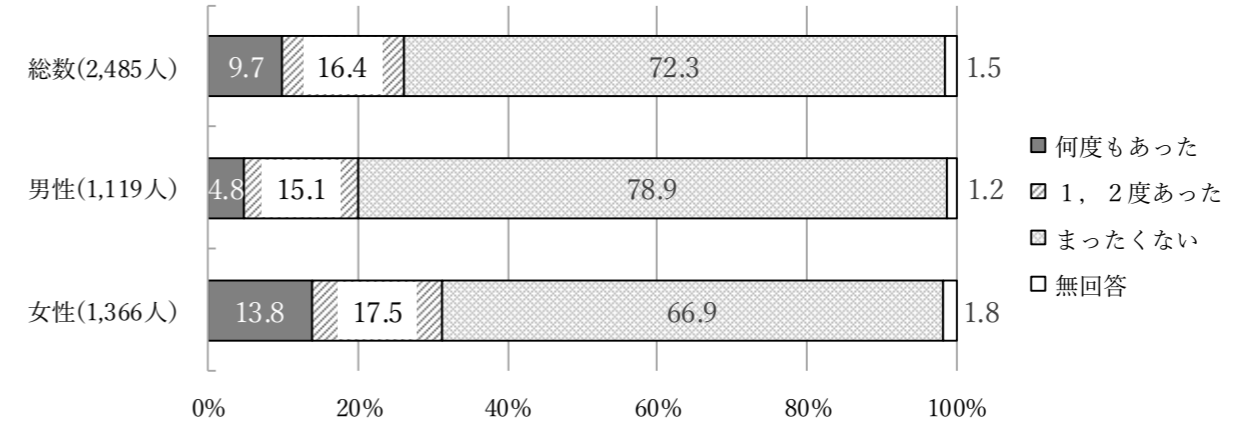
配偶者から何らかの被害を受けたことがあった人のうち、誰かに相談した人は、**45.4%**で、男性は**31.5%**、女性は**53.7%**となっています。

配偶者からの暴力の相談（全国調査）



令和2年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

配偶者からの被害経験（全国調査）

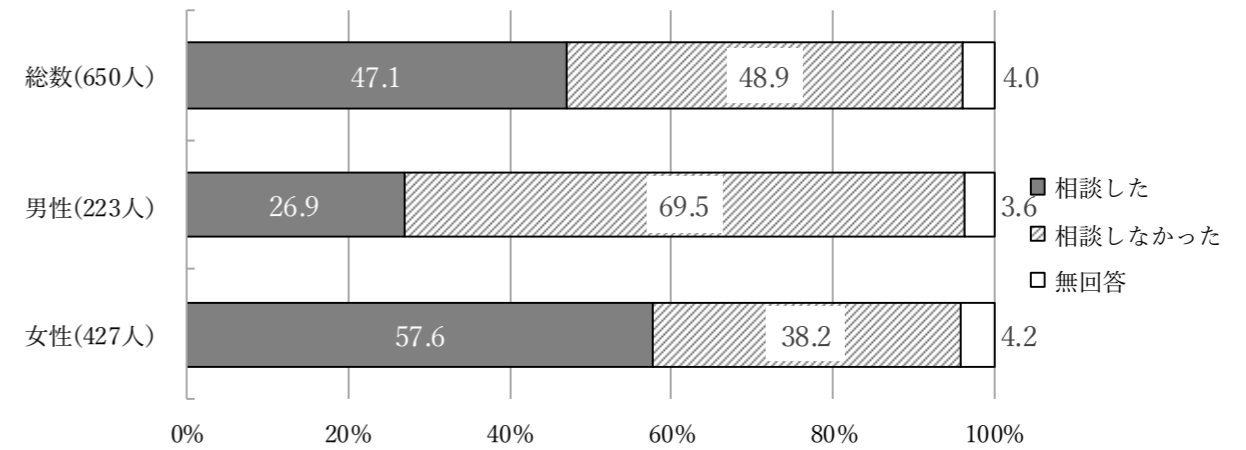


平成29年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

(2) 配偶者からの暴力の相談経験と相談しなかった理由

配偶者から何らかの被害を受けたことがあった人のうち、誰かに相談した人は、**47.1%**で、男性は**26.9%**、女性は**57.6%**となっています。

配偶者からの暴力の相談（全国調査）

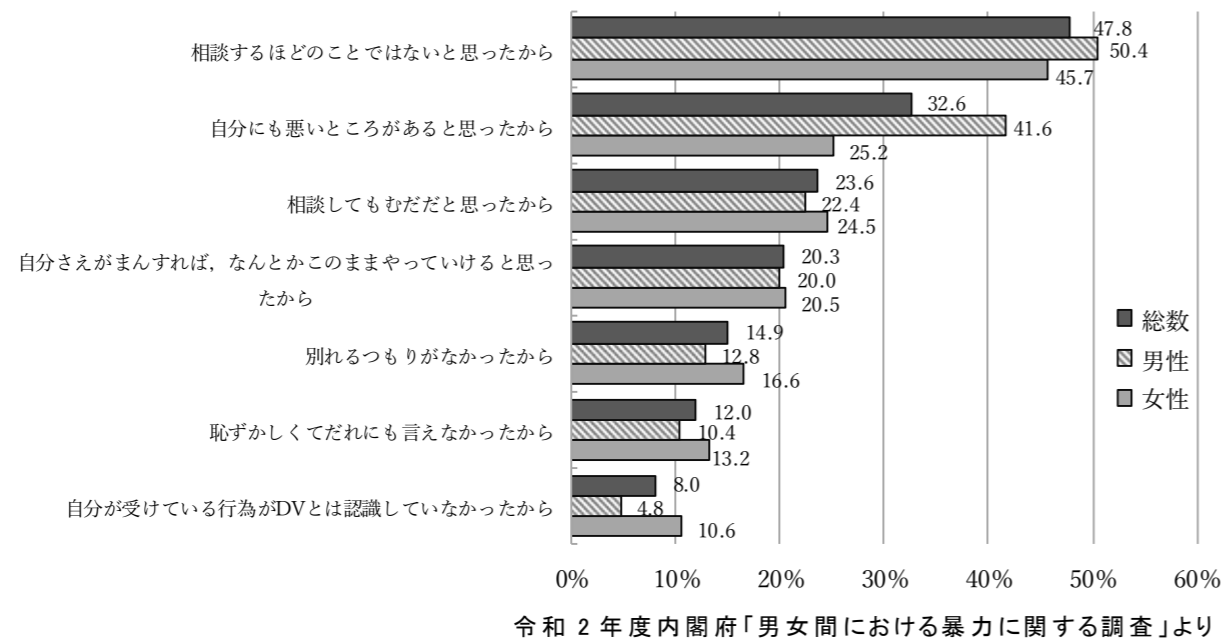


平成29年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人に、相談しなかった理由を聞いた結果は、「相談するほどのことではないと思ったから」が**47.8%**と最も多く、次に「自分にも悪いところがあると思ったから」(**32.6%**)となっています。

配偶者から暴力を受けても、それを重大な問題として考えていない、また、自分に非があると考えて、誰にも相談せずにいる人がいることが分かります。

相談しなかった理由（全国調査）



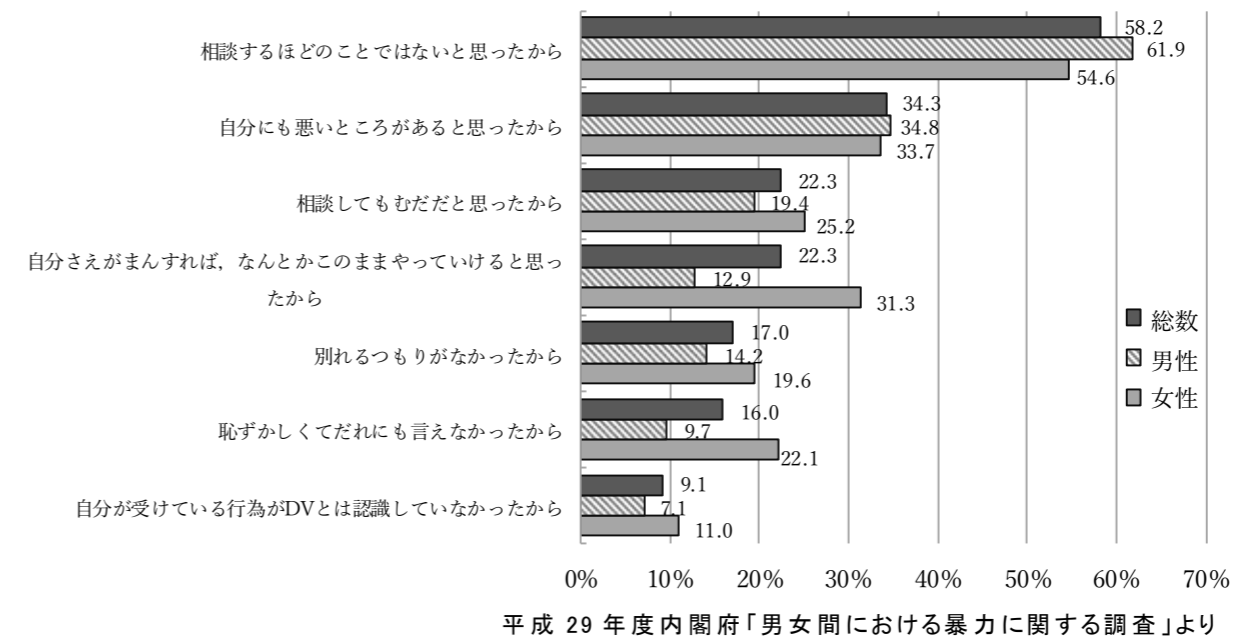
(3) 交際相手からの暴力被害経験

「交際相手がいた（いる）」という人のうち、交際相手から暴力被害を受けたことがあったと回答した人は、**12.6%**となっており、性別ごとに見ると、男性は、**8.1%**で約**12人に1人**の割合、女性は、**16.7%**で約**6人に1人**の割合となっています。

「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人に、相談しなかった理由を聞いた結果は、「相談するほどのことではないと思ったから」が**58.2%**と最も多く、次に「自分にも悪いところがあると思ったから」(**34.3%**)となっています。

配偶者から暴力を受けても、それを重大な問題として考えていない、また、自分に非があると考えて、誰にも相談せずにいる人がいることが分かります。

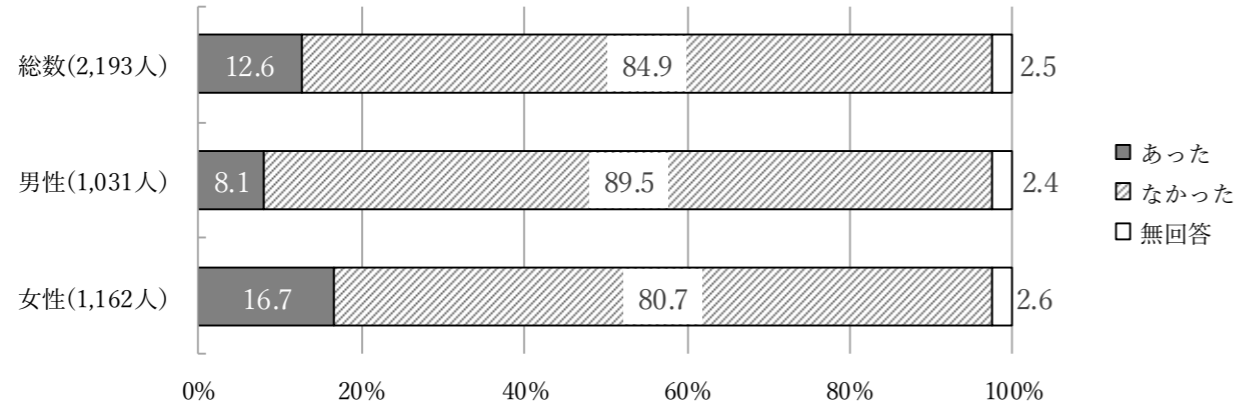
相談しなかった理由（全国調査）



(3) 交際相手からの暴力被害経験

「交際相手がいた（いる）」という人のうち、交際相手から暴力被害を受けたことがあったと回答した人は、**16.7%**となっており、性別ごとに見ると、男性は、**11.5%**で約**9人に1人**の割合、女性は、**21.4%**で約**5人に1人**の割合となっています。

交際相手からの暴力被害経験（全国調査）



令和 2 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

また、交際相手から何らかの被害を受けたことがある人（277人）にその交際相手の性別を聞いたところ、「異性」が99.3%、「同性」が1.1%となっています。

〔交際相手からこれまでに被害を受けたことがある人〕 (%)

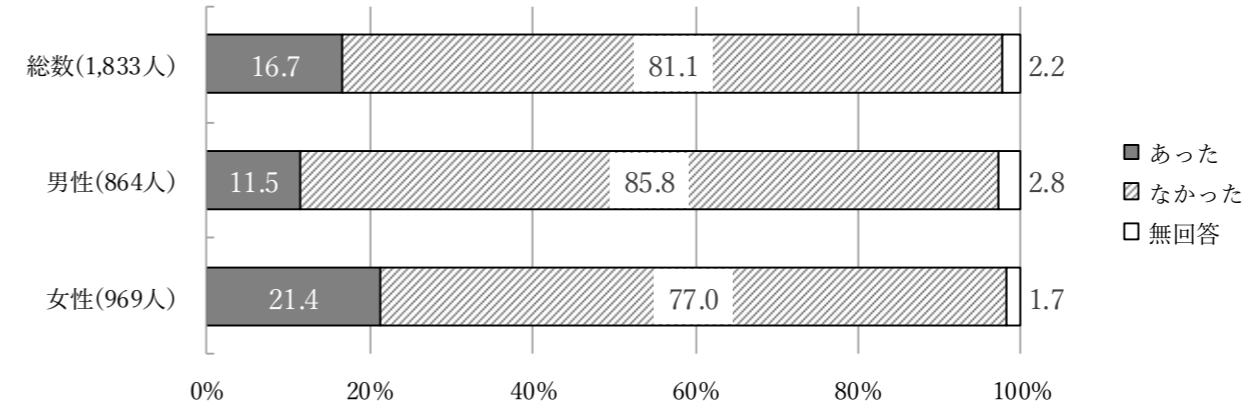
	総数	男性	女性
異性	99.3	97.6	100
同性	1.1	3.6	—
無回答	0.4	1.2	—

令和 2 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

(4) 交際相手からの暴力の相談経験と相談しなかった理由

交際相手から何らかの被害を受けたことがあった人のうち、誰かに相談した人は、63.2%で、男性は57.8%、女性は65.5%となっています。

交際相手からの暴力被害経験（全国調査）



平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

また、交際相手から何らかの被害を受けたことがある人（306人）にその交際相手の性別を聞いたところ、「異性」が97.7%、「同性」が0.7%となっています。

〔交際相手からこれまでに被害を受けたことがある人〕 (%)

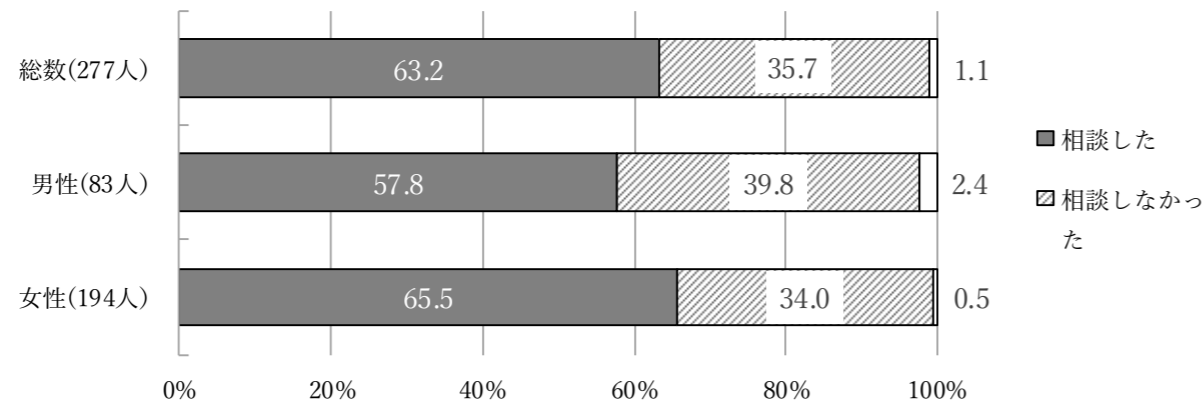
	総数	男性	女性
異性	97.7	97.0	98.1
同性	0.7	1.0	0.5
無回答	1.6	2.0	1.4

平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

(4) 交際相手からの暴力の相談経験と相談しなかった理由

交際相手から何らかの被害を受けたことがあった人のうち、誰かに相談した人は、55.9%で、男性は43.4%、女性は61.8%となっています。

交際相手からの暴力相談経験（全国調査）

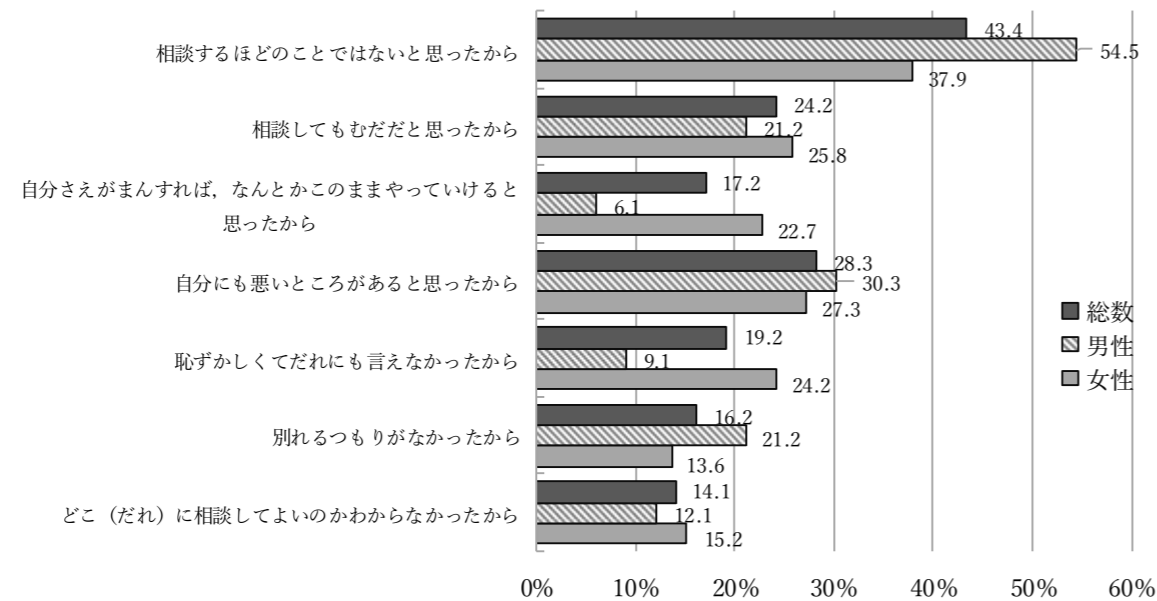


令和2年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

交際相手から受けた被害について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人に、相談しなかった理由を聞いた結果は、「相談するほどのことではないと思ったから」が43.4%と最も多く、次に「自分にも悪いところがあると思ったから」（28.3%）となっています。

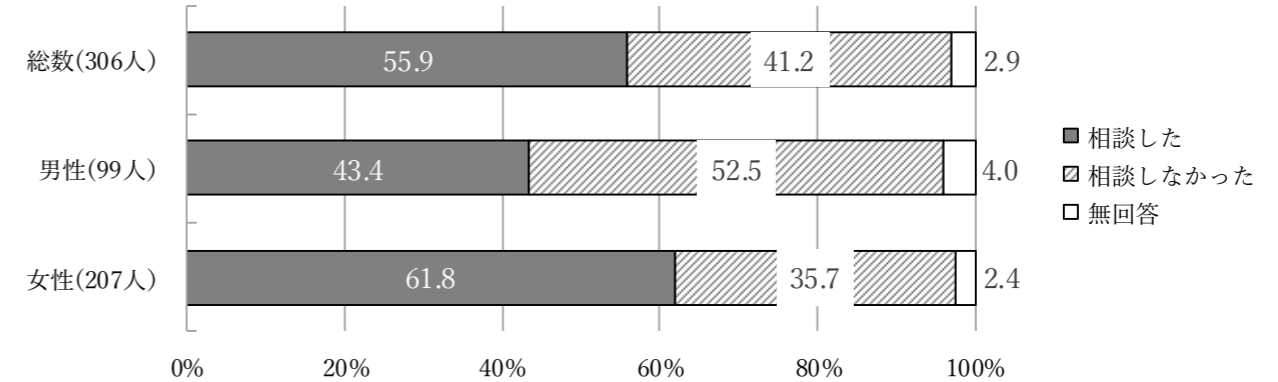
配偶者から暴力と同じく、交際相手から暴力を受けても、それを重大な問題として考えていない、また、自分に非があると考えて、誰にも相談せずにいる人がいることが分かります。

相談しなかった理由（全国調査）



令和2年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

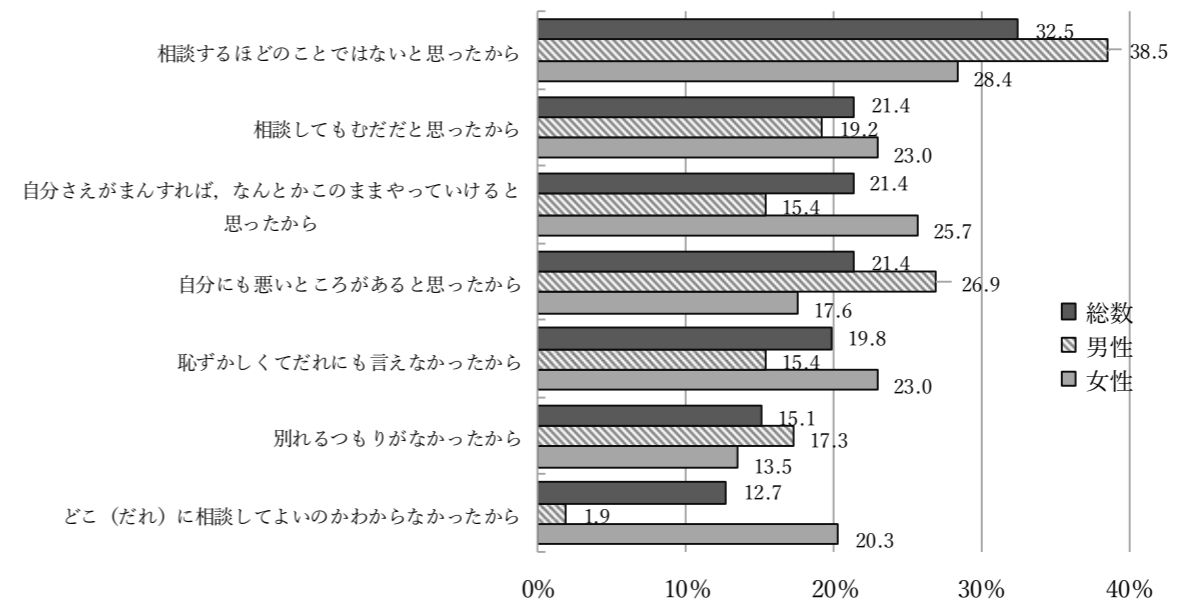
交際相手からの暴力相談経験（全国調査）



平成29年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

交際相手から受けた被害について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人に、相談しなかった理由を聞いた結果は、「相談するほどのことではないと思ったから」が32.5%と最も多く、次いで「相談してもむだだと思ったから」、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていると  
思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」が共に21.4%となっています。

相談しなかった理由（全国調査）

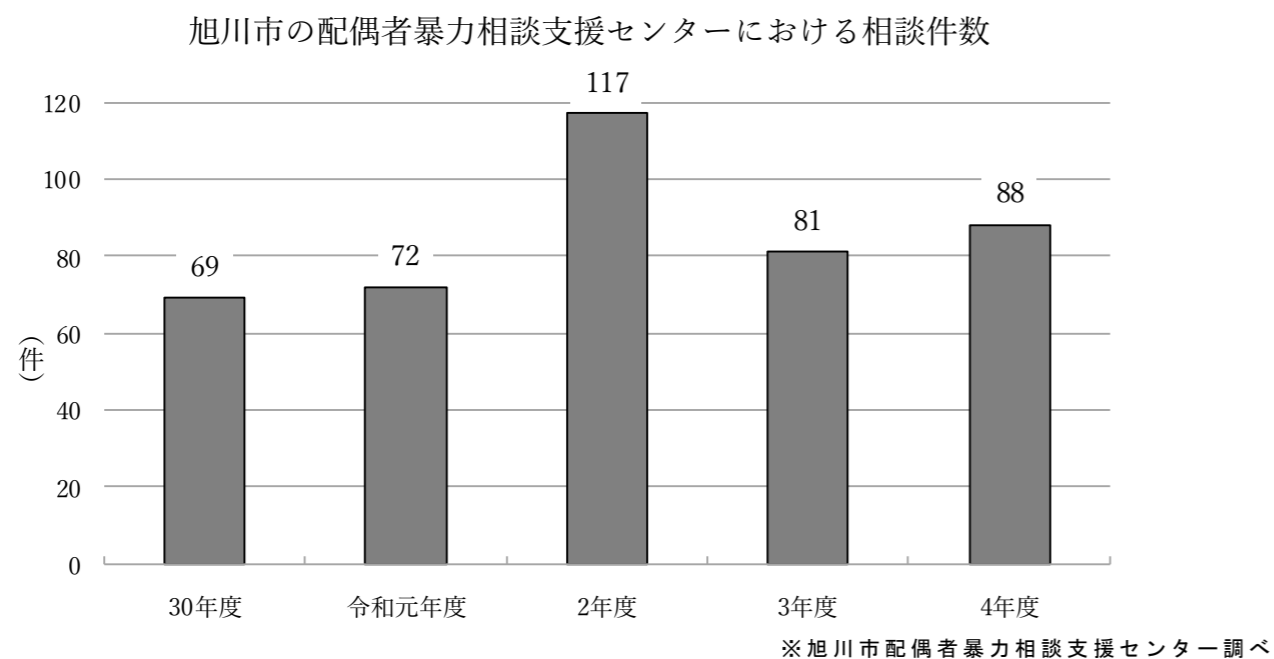


平成29年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

## 2 旭川市における相談状況等

### (1) 相談件数

旭川市におけるDVに関する窓口である配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、年間80件前後となっています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の給付金の申請に関連したDVの相談が多数あったため、相談件数が例年に比べ増加しました。

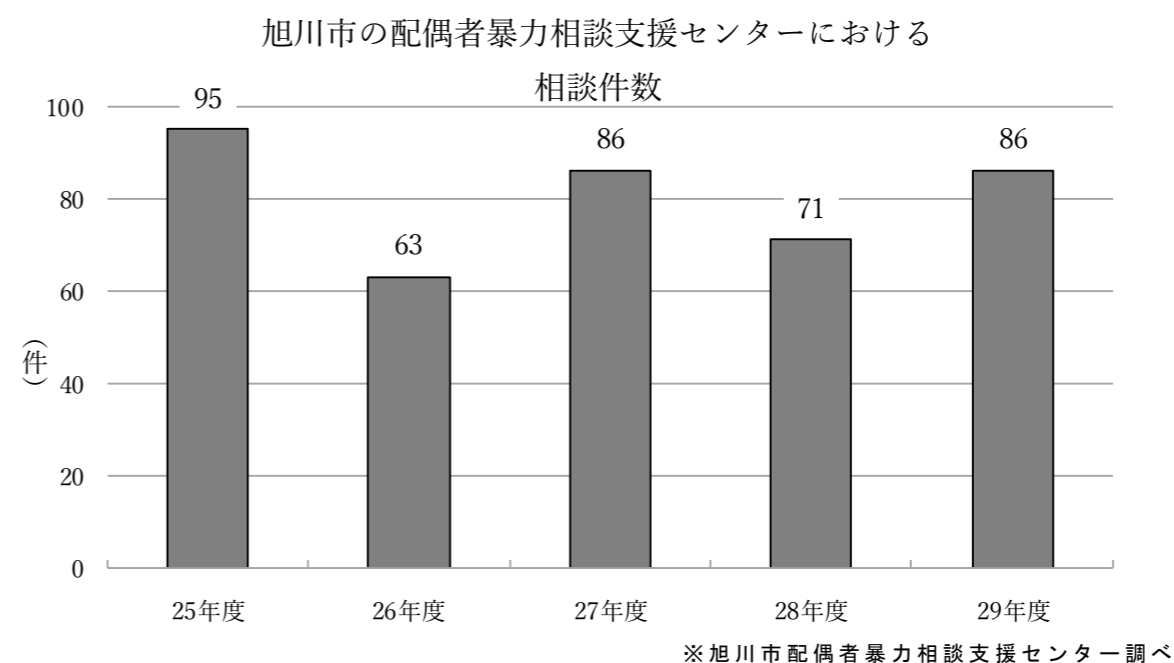


民間支援団体（ウィメンズネット旭川）においても、DVに関する相談を受け付けています。こちらへの相談件数は、次のとおりとなっています。

## 2 旭川市における相談状況等

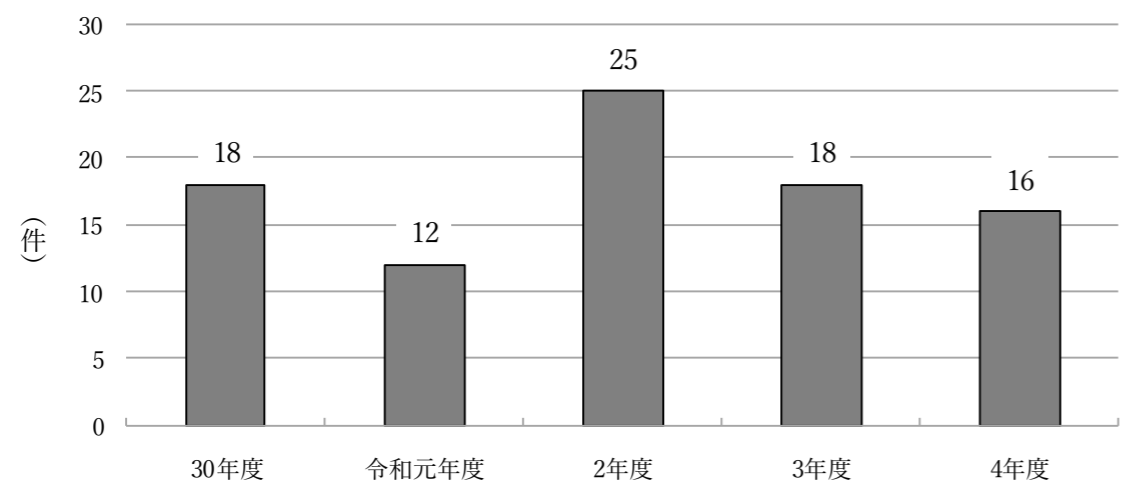
### (1) 相談件数

旭川市におけるDVに関する窓口である配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、年間80件前後となっています。



民間支援団体（ウィメンズネット旭川）においても、DVに関する相談を受け付けています。こちらへの相談件数は、次のとおりとなっています。

民間支援団体におけるDVに関する相談件数

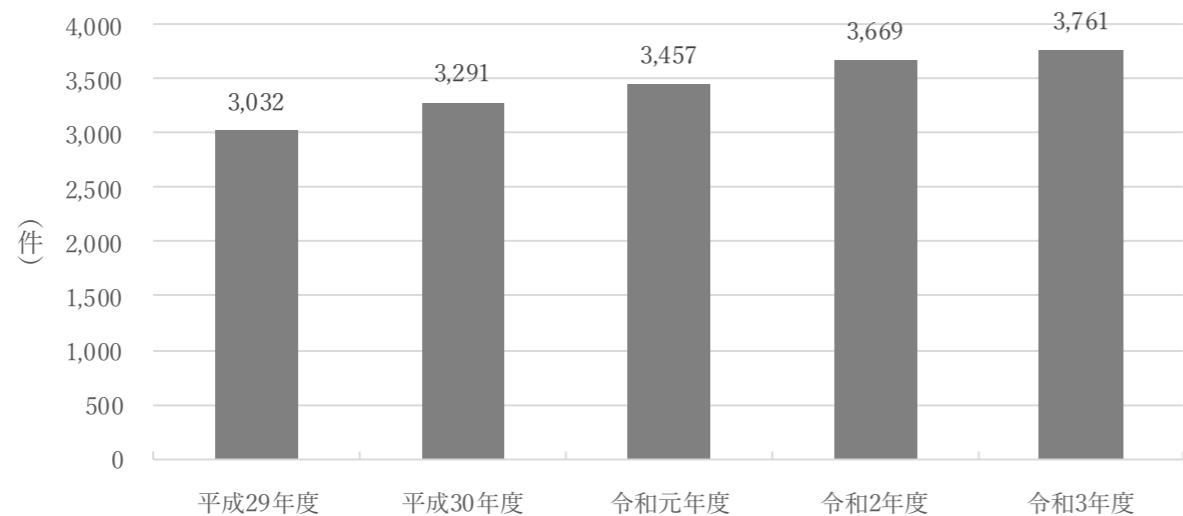


※ウィメンズネット旭川調べ

(削除)

警察にも、配偶者からの暴力事案に関する相談が寄せられており、北海道全体での受理件数は、増加傾向にあります。

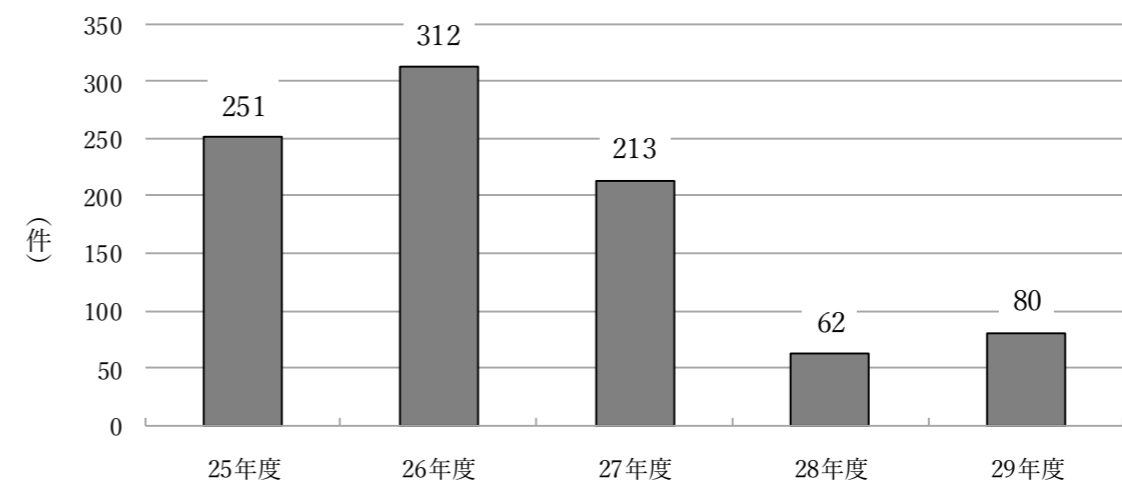
北海道警察における配偶者からの暴力事案相談受理件数



※北海道警察調べ

旭川市の配偶者暴力相談支援センターや民間支援団体への相談件数は増えていませんが、警察への相談が増えています。身体的な暴力を受けた被害者が、被害についての訴えや安全確保のために警察に相談していることがうかがえます。

民間支援団体におけるDVに関する相談件数

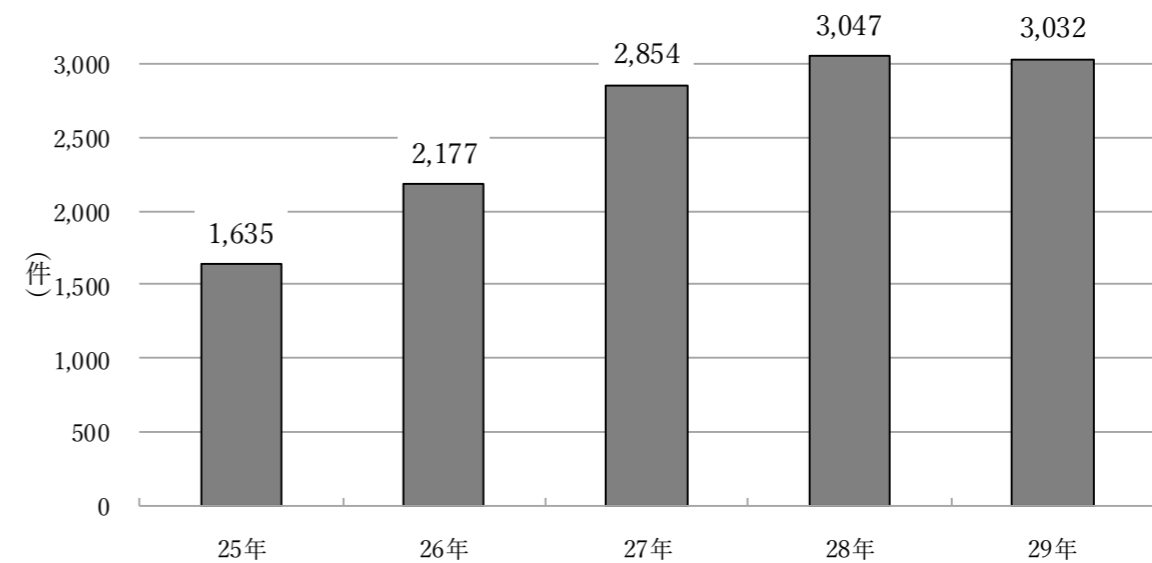


※ウィメンズネット旭川調べ

※平成28年6月から相談受付時間を11時～16時から、夜間(18時～21時)に変更。相談件数の減は、相談受付時間の変更による。

警察にも、配偶者からの暴力事案に関する相談が寄せられており、北海道全体での受理件数は、増加傾向にあります。

北海道警察における配偶者からの暴力事案相談受理件数



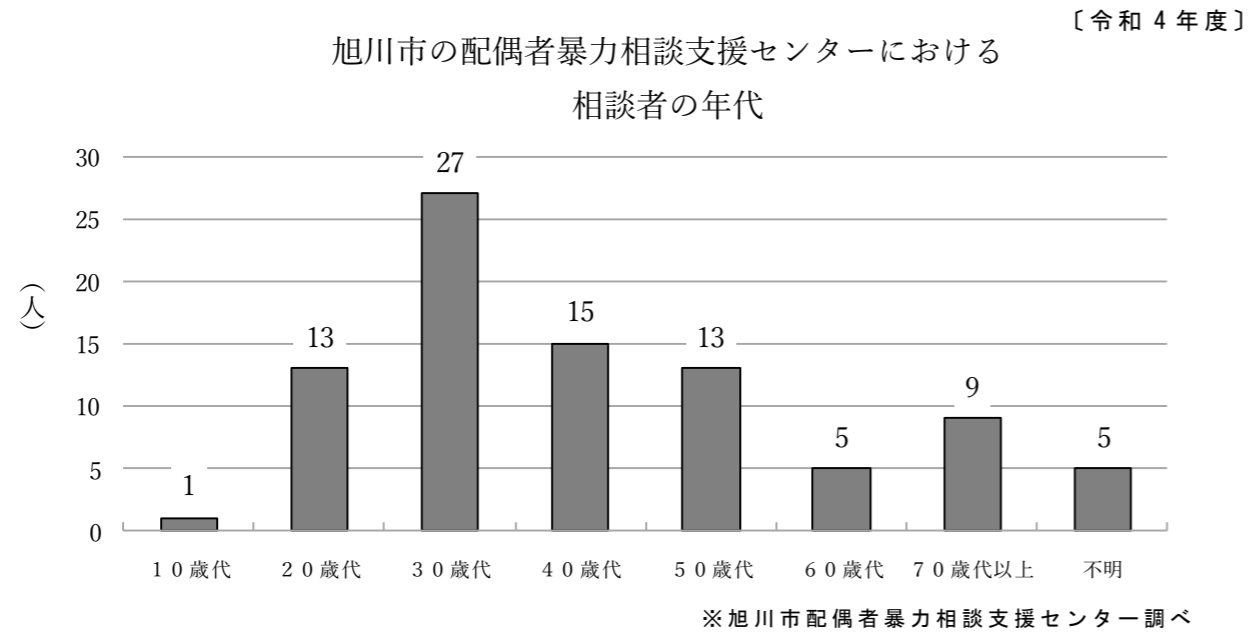
※北海道警察調べ

旭川市の配偶者暴力相談支援センターや民間支援団体への相談件数は増えていませんが、警察への相談が増えています。身体的な暴力を受けた被害者が、被害についての訴えや安全確保のために警察に相談していることがうかがえます。



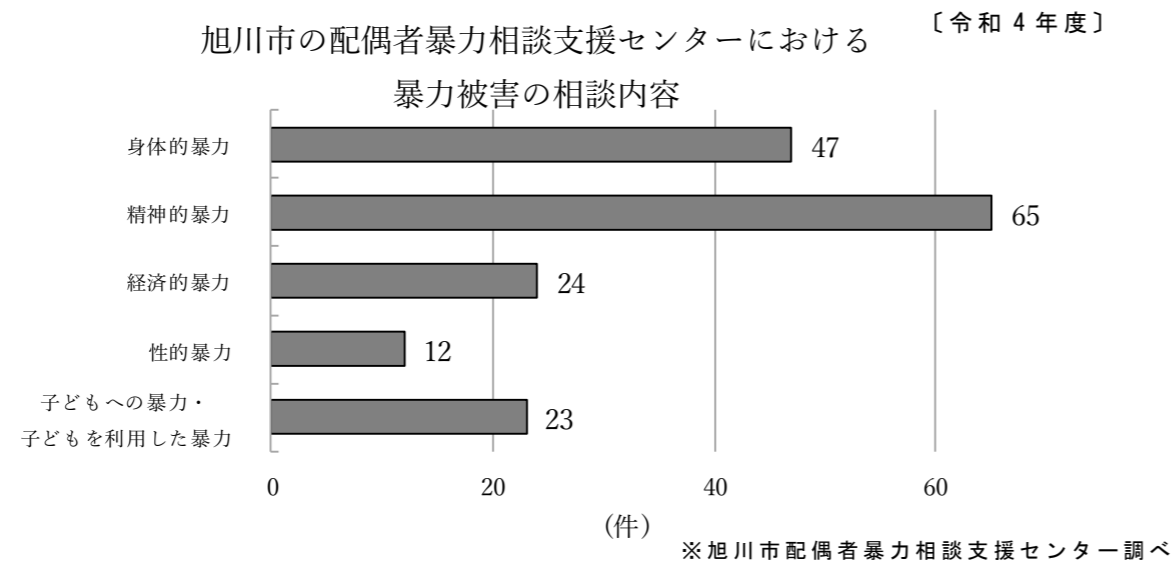
(2) 相談者の年代

旭川市の配偶者暴力相談支援センターにおける令和4年度の相談者の年代は、30代が多い傾向にあります。



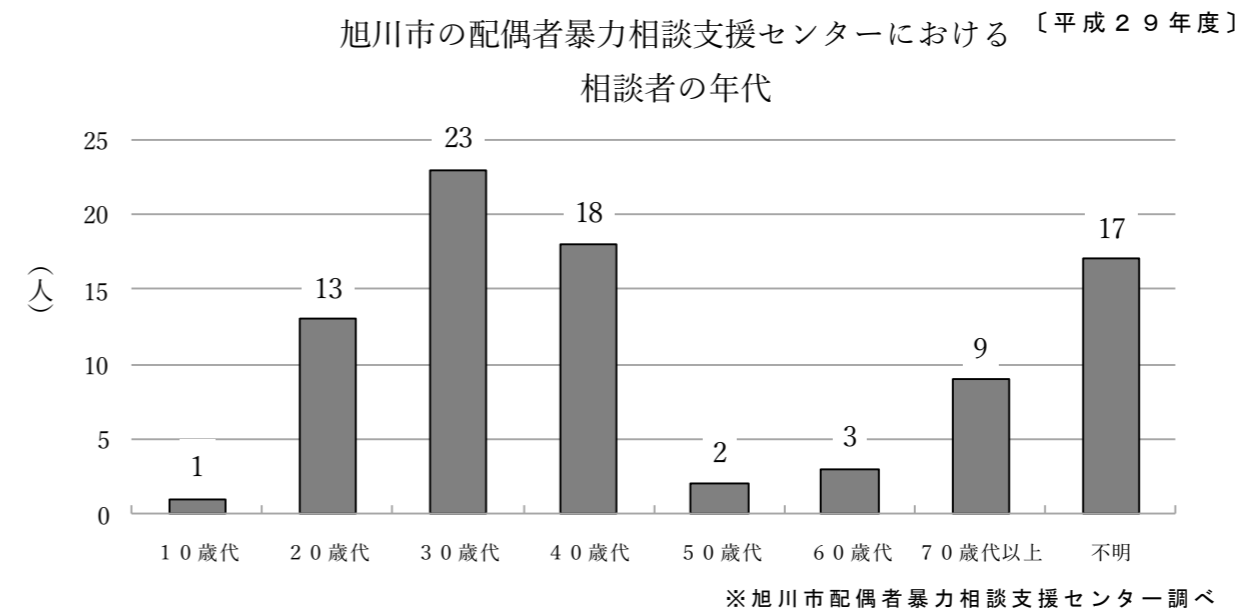
(3) 暴力被害の内容

旭川市の配偶者暴力相談支援センターには、精神的暴力に関する相談が最も多く寄せられています。身体的暴力、経済的暴力、子どもへの暴力・子どもを利用した暴力の相談も多い状況です。相談者の多くは複数の種類の暴力を受けています。



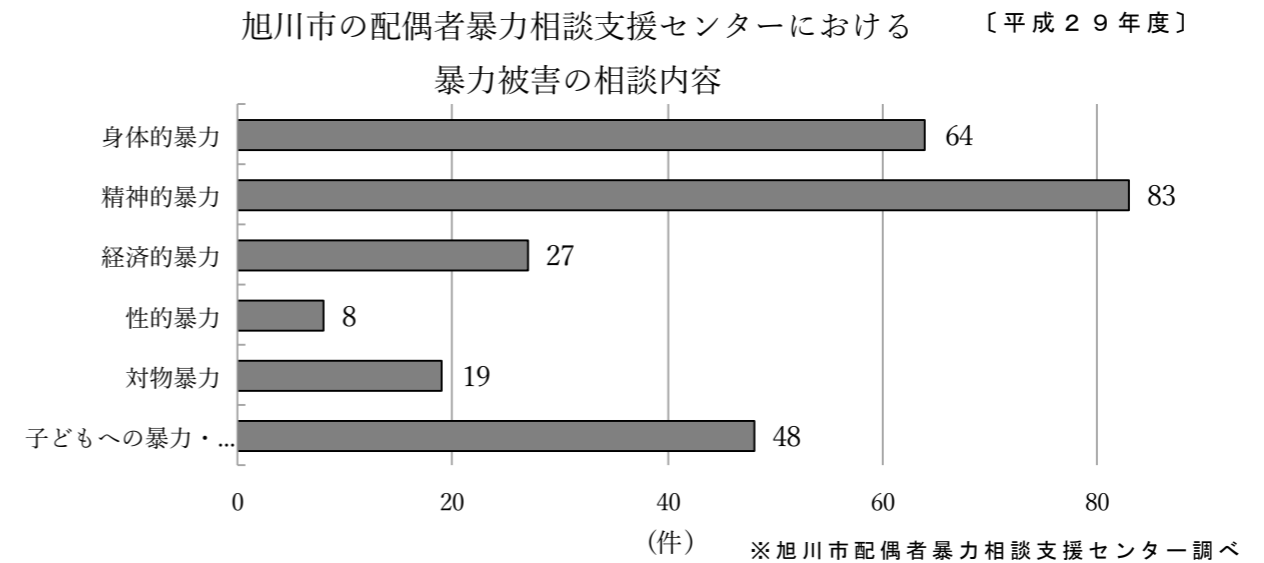
(2) 相談者の年代

旭川市の配偶者暴力相談支援センターにおける平成29年度の相談者の年代は、30代、40代が多い傾向にあります。



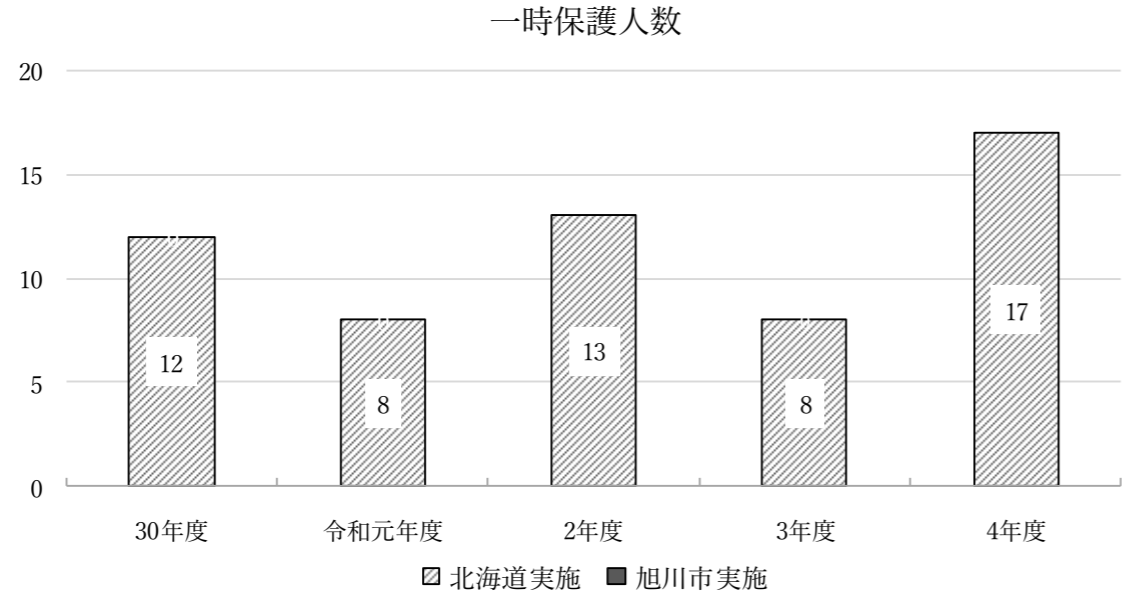
(3) 暴力被害の内容

旭川市の配偶者暴力相談支援センターには、精神的暴力に関する相談が最も多く寄せられています。身体的暴力、子どもへの暴力・子どもを利用した暴力の相談も多い状況です。相談者の多くは複数の種類の暴力を受けています。



(4) 一時保護人数

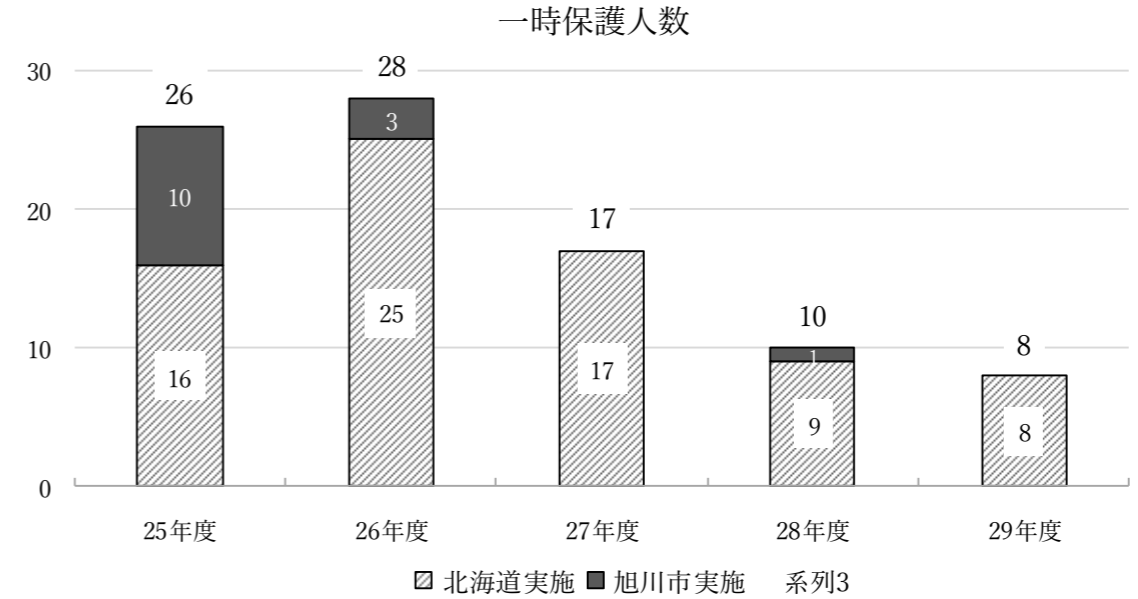
被害者が、加害者からの暴力により避難が必要な場合は、北海道又は市が民間シェルター等で一時保護することで、被害者の安全を確保しています。一時保護の人数は、近年減少傾向にあります。**平成28年度以降旭川市実施の一時保護はありません。**



※旭川市配偶者暴力相談支援センター調べ  
※旭川市内施設実施分

(4) 一時保護人数

被害者が、加害者からの暴力により避難が必要な場合は、北海道又は市が民間シェルター等で一時保護することで、被害者の安全を確保しています。一時保護の人数は、近年減少傾向にあります。

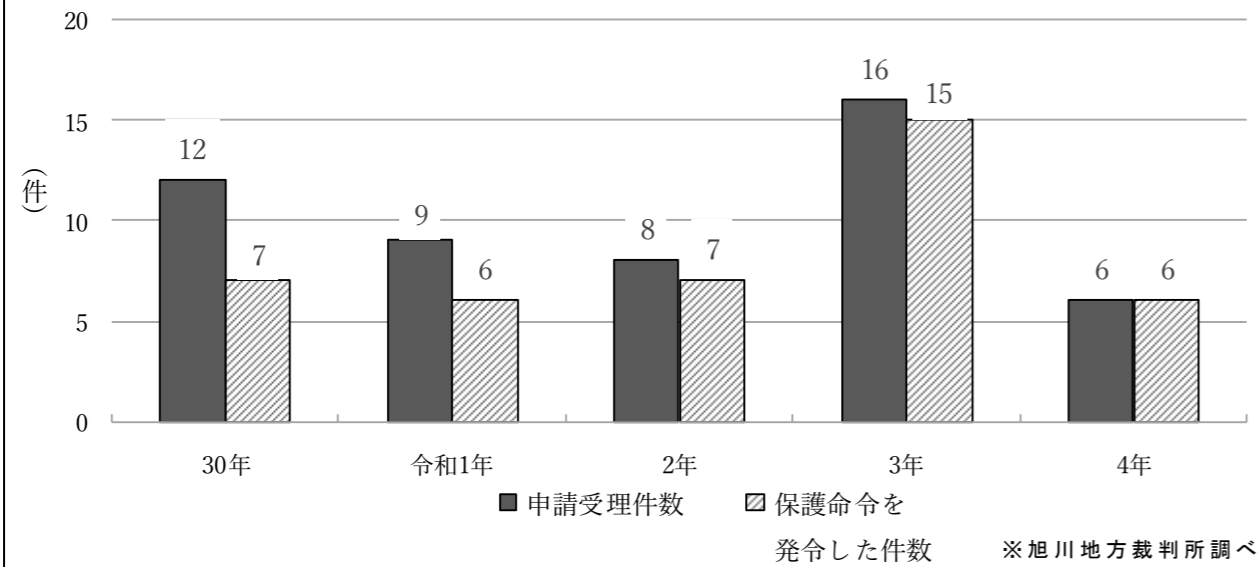


※旭川市配偶者暴力相談支援センター調べ  
※旭川市内施設実施分

(5) 保護命令件数

保護命令とは、配偶者等からの身体的暴力や生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、裁判所に申立てを行うことで、加害者が自分や子どもに接近しないように制限する制度です。

保護命令の件数



3 配偶者等からの暴力に関する旭川市の課題

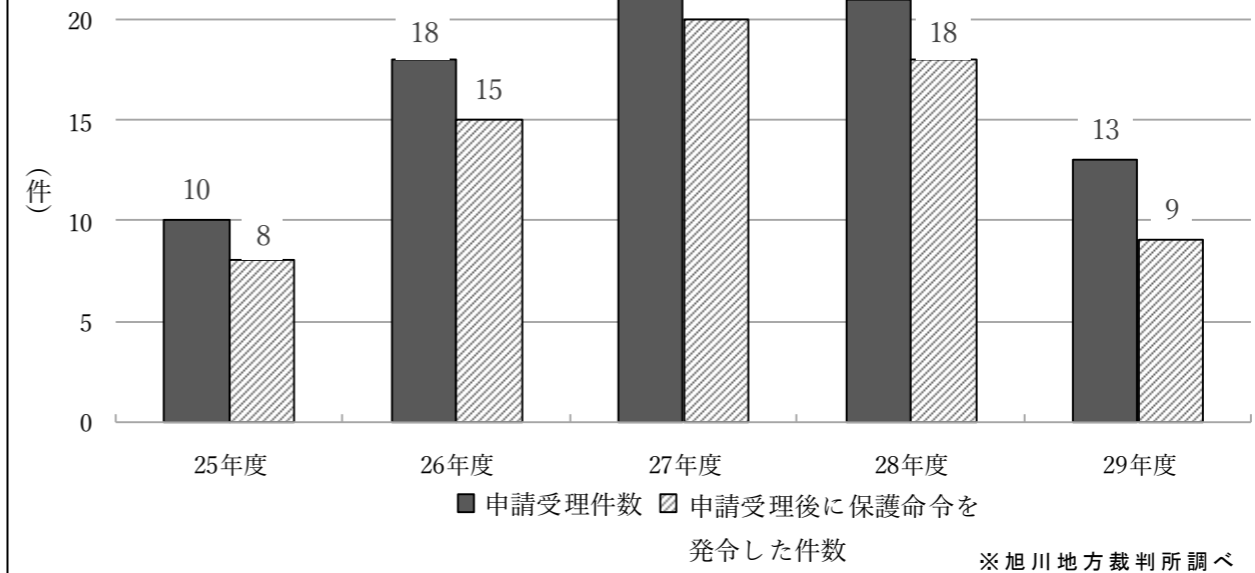
(1) 第3次計画における取組

第3次計画（平成31年度～令和5年度）では、「配偶者等からの暴力の根絶」を基本的な方向とし、5つの基本目標を定め、取組を進めました。

(5) 保護命令件数

保護命令とは、配偶者等からの身体的暴力や生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、裁判所に申立てを行うことで、加害者が自分や子どもに接近しないように制限する制度です。

保護命令の件数



3 配偶者等からの暴力に関する旭川市の課題

(1) 第2次計画における取組

第2次計画（平成26年度～平成30年度）では、「配偶者等からの暴力の根絶」を基本的な方向とし、5つの基本目標を定め、取組を進めました。

【基本的方向】 配偶者等からの暴力の根絶	
【基本目標】	【取組概要】
基本目標 1 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進	パンフレットやステッカーの作成・配布，出前講座などを実施し，DVが重大な人権侵害であることの啓発や相談窓口の周知に努めたほか，学校の教育活動を通じて，人権尊重の精神を培うことを目指し，男女平等の理念に基づく教育を実施しました。
基本目標 2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実	出前講座を通じた看護学生への，DV被害者の早期発見・通報の重要性の周知や，警察等関係機関との連携を通じて，被害者の早期発見に努め，被害者の事情に応じた情報提供や支援を行いました。
基本目標 3 適切な被害者の保護	女性相談室（旭川市配偶者暴力相談支援センター）と，家庭児童相談室と連携して，配偶者等からの暴力被害者からの相談に対応し，それぞれの事情に応じた情報提供と支援を行いました。
基本目標 4 被害者の自立支援に向けた支援の充実	被害者の自立に向け，母子生活支援施設等と連携しながら，住居，生活，就業などの支援を行いました。
基本目標 5 関係機関・団体との連携協力の推進	旭川市子ども・女性支援ネットワークの関係機関と連携し，被害者の保護及び自立支援を行ったほか，民間シェルターや母子生活支援施設に財政的支援を行い，安定的運営を支援しました。

(2) 第3次計画の取組を踏まえた課題

第3次計画に基づき，相談窓口の周知を含めたDVに関する啓発を実施したことにより，DVについての認知が広がり，相談機関につながる被害者が増えていますが，いまだ潜在化している被害者がいると考えられます。また，相談機関につながった被害者について，安全の確保や自立に向けた支援，同伴する子どものケアを行うことができたが，取組を行うなかで，保護や支援に関する新たな課題や，引き続き取り組むべき課題も見えてきました。

第3次計画の取組を踏まえ，第4次計画においては，次の課題の解決に向けて取り組みます。

【基本的方向】 配偶者等からの暴力の根絶	
【基本目標】	【取組概要】
基本目標 1 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進	パンフレットやステッカーの作成・配布，出前講座などを実施し，DVが重大な人権侵害であることの啓発や相談窓口の周知に努めたほか，学校の教育活動を通じて，人権尊重の精神を培うことを目指し，男女平等の理念に基づく教育を実施しました。
基本目標 2 総合的な相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センターを中心に，庁内の関係部署や警察等の関係機関・団体等と連携して，それぞれの被害者の事情に応じた情報提供と支援を行いました。
基本目標 3 被害者の早期発見と適切な保護	医療機関，学校等関係機関との連携や，赤ちゃん訪問，子どもの健診等を通じて，被害者の早期発見に努め，危険が急迫している被害者について，一時保護を行いました。
基本目標 4 被害者の自立支援の充実	被害者の自立に向け，関係機関・団体と連携しながら，住居，生活，就業などの支援を行いました。
基本目標 5 関係機関・団体との連携協力の推進	旭川市子ども・女性支援ネットワークの関係機関・団体と連携し，被害者の保護及び自立支援を行ったほか，民間シェルターや母子生活支援施設に財政的支援を行い，安定的運営を支援しました。

(2) 第2次計画の取組を踏まえた課題

第2次計画に基づき，相談窓口の周知を含めたDVに関する啓発を実施したことにより，DVについての認知が広がり，相談機関につながる被害者が増えていますが，いまだ潜在化している被害者がいると考えられます。また，相談機関につながった被害者について，安全の確保や自立に向けた支援，同伴する子どものケアを行うことができたが，取組を行うなかで，保護や支援に関する新たな課題や，引き続き取り組むべき課題も見えてきました。

第2次計画の取組を踏まえ，第3次計画においては，次の課題の解決に向けて取り組みます。

◆ 配偶者等からの暴力についての認識の浸透

DVの防止に向けた啓発を実施してきましたが、**当事者が被害者または加害者であることの意識が薄いため、被害が潜在化し、DVがエスカレートし被害が深刻化しやすい傾向にあります。**DVについての正しい知識がなく、自分が被害者であるという自覚がなかったり、相談窓口があることを知らなかったりするために、どこにも相談せずにいる被害者がいると思われます。どのようなものがDVになるのか、どこに相談したらよいのかをこれまで以上に広報・啓発していく必要があります。

また、女性から男性に対する暴力や同性カップルの間における暴力について、DVだという認識が広まっておらず、相談できることを知らずに抱え込んでしまう被害者がいるものと思われます。このことに関する広報・啓発も必要です。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについての認識を深め、DVを容認しない社会の実現に向け取組を進めていく必要があります。

◆ 被害者の早期発見・早期相談の促進

警察への相談件数が増えており、身体的暴力が増加傾向にあります。身体的暴力は、エスカレートしていくうちに生命に危険を及ぼすような事態に発展する場合もあるため、被害が深刻化する前のできるだけ早い段階で、相談機関に相談することが重要です。

被害者が早期に相談機関に相談するよう、相談窓口の周知をより一層積極的に行っていくとともに、被害者を発見しやすい立場にある身近な人や医療、福祉、教育機関などの職務関係者が、被害者に気づき、警察に通報したり、相談機関へつなぐことを促進していくことが必要です。

◆ 被害者の適切な保護

近年、一時保護を利用する被害者が減っています。一時保護の期間中は、携帯電話の使用や親しい人への接触が制限されることに不安を感じ、一時保護を望まない被害者が増えています。しかし、身体や生命の安全が脅かされる状況のときには、適切に保護しなければなりません。被害者の意思を尊重しつつも、危険の度合いを的確に見極め、被害者に一時保護制度の利用について助言していく必要があります。

◆ 被害者の精神的なケアの実施

繰り返される暴力の中で深く傷つき、加害者から逃れた後も精神的に不安定な状況になる被害者も多く、そのことが、新たな生活に踏み出す際の人間関係の構築や就労を困難にしている場合があります。

被害者が、心身ともに被害から回復することができるよう、精神的なケアを実施

◆ 配偶者等からの暴力についての認識の浸透

DVの防止に向けた啓発を実施してきましたが、**潜在的な被害者もいるものと考えられます。**DVについての正しい知識がなく、自分が被害者であるという自覚がなかったり、相談窓口があることを知らなかったりするために、どこにも相談せずにいる被害者がいると思われます。どのようなものがDVになるのか、どこに相談したらよいのかをこれまで以上に広報・啓発していく必要があります。

また、女性から男性に対する暴力や同性カップルの間における暴力について、DVだという認識が広まっておらず、相談できることを知らずに抱え込んでしまう被害者がいるものと思われます。このことに関する広報・啓発も必要です。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについての認識を深め、DVを容認しない社会の実現に向け取組を進めていく必要があります。

◆ 被害者の早期発見・早期相談の促進

警察への相談件数が増えており、身体的暴力が増加傾向にあります。身体的暴力は、エスカレートしていくうちに生命に危険を及ぼすような事態に発展する場合もあるため、被害が深刻化する前のできるだけ早い段階で、相談機関に相談することが重要です。

被害者が早期に相談機関に相談するよう、相談窓口の周知をより一層積極的に行っていくとともに、被害者を発見しやすい立場にある身近な人や医療、福祉、教育機関などの職務関係者が、被害者に気づき、警察に通報したり、相談機関へつなぐことを促進していくことが必要です。

◆ 被害者の適切な保護

近年、一時保護を利用する被害者が減っています。一時保護の期間中は、携帯電話の使用や親しい人への接触が制限されることに不安を感じ、一時保護を望まない被害者が増えています。しかし、身体や生命の安全が脅かされる状況のときには、適切に保護しなければなりません。被害者の意思を尊重しつつも、危険の度合いを的確に見極め、被害者に一時保護制度の利用について助言していく必要があります。

◆ 被害者の精神的なケアの実施

繰り返される暴力の中で深く傷つき、加害者から逃れた後も精神的に不安定な状況になる被害者も多く、そのことが、新たな生活に踏み出す際の人間関係の構築や就労を困難にしている場合があります。

被害者が、心身ともに被害から回復することができるよう、精神的なケア

していく必要があります。

◆ 関係機関や団体との連携の強化

被害者の支援には、関係する様々な機関や団体が、それぞれの役割に沿って連携していく必要があります。これまでも、関係機関や団体と連携し、被害者の発見、相談対応、保護の実施、自立に向けた支援を行ってきましたが、よりきめ細かで切れ目のない支援を行うために、関係機関や団体との連携をこれまで以上に強化していく必要があります。

◆ 困難な問題を抱える女性への支援

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた相談支援の実施や適切な情報提供や助言を行うなどの支援を包括的に提供していく必要があります。

### 第3章 施策の概要

#### 1 計画の基本的視点

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されないという視点に立ちます。
- (2) 被害者の安全確保を第一に、被害が深刻となる前のできるだけ早い段階で発見したり、被害者と子どもの適切な保護を行うなど、支援体制を充実します。
- (3) 被害者の自立のため、被害者の状況や意思に応じた総合的で継続的な支援に努めます。
- (4) 関係機関・団体と相互に連携協力し、DV防止や相談への対応、保護から自立支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない継続した支援のためのネットワークづくりに努めます。
- (5) 被害者が二次的被害を受けず、安心して支援を受けることができるよう、**女性相談支援員**等の研修や啓発に努めます。

を実施していく必要があります。

◆ 関係機関や団体との連携の強化

被害者の支援には、関係する様々な機関や団体が、それぞれの役割に沿って連携していく必要があります。これまでも、関係機関や団体と連携し、被害者の発見、相談対応、保護の実施、自立に向けた支援を行ってきましたが、よりきめ細かで切れ目のない支援を行うために、関係機関や団体との連携をこれまで以上に強化していく必要があります。

### 第3章 施策の概要

#### 1 計画の基本的視点

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されないという視点に立ちます。
- (2) 被害者の安全確保を第一に、被害が深刻となる前のできるだけ早い段階で発見したり、被害者と子どもの適切な保護を行うなど、支援体制を充実します。
- (3) 被害者の自立のため、被害者の状況や意思に応じた総合的で継続的な支援に努めます。
- (4) 関係機関・団体と相互に連携協力し、DV防止や相談への対応、保護から自立支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない継続した支援のためのネットワークづくりに努めます。
- (5) 被害者が二次的被害を受けず、安心して支援を受けることができるよう、**女性相談員**等の研修や啓発に努めます。

## 2 施策の体系

配偶者等からの暴力の根絶を目指し、6つの基本目標20の基本施策を定め、取組を進めます。

基本的方向	配偶者等からの暴力の根絶
基本目標1 DV防止に向けた啓発の推進	
基本施策1	DVに関する知識の普及
基本施策2	人権教育の推進
基本施策3	若年層に対する予防啓発の推進
基本施策4	通報についての啓発
基本目標2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実	
基本施策1	医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見
基本施策2	安全で安心な相談環境の整備
基本施策3	相談支援体制の充実
基本施策4	職員の相談対応能力の向上
基本目標3 適切な被害者の保護	
基本施策1	被害者の安全確保のための支援
基本施策2	危険が急迫しているときの迅速な一時保護の実施
基本施策3	同伴する子どもへの支援
基本施策4	被害者の情報管理の徹底
基本目標4 被害者の自立に向けた支援の充実	
基本施策1	生活や経済的基盤の安定のための支援
基本施策2	各種手続や制度に関する情報提供
基本施策3	同伴する子どもの就学等の支援
基本施策4	精神的なケアの実施
基本目標5 関係機関・団体との連携の推進	
基本施策1	関係機関や団体との連携
基本施策2	旭川市子ども・女性支援ネットワークの活用
基本目標6 困難な問題を抱える女性への支援	
基本施策1	困難な問題を抱える女性への相談支援の充実
基本施策2	困難な問題を抱える女性への包括的な支援

## 3 被害者支援のフロー

本計画に基づき、被害者の発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、切れ目のない支援を関係機関・団体と連携して行います。被害者支援のフローは、次のページのとおりです。（別紙）

## 2 施策の体系

配偶者等からの暴力の根絶を目指し、5つの基本目標と18の基本施策を定め、取組を進めます。

基本的方向	配偶者等からの暴力の根絶
基本目標1 DV防止に向けた啓発の推進	
基本施策1	DVに関する知識の普及
基本施策2	人権教育の推進
基本施策3	若年層に対する予防啓発の推進
基本施策4	通報についての啓発
基本目標2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実	
基本施策1	医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見
基本施策2	安全で安心な相談環境の整備
基本施策3	相談支援体制の充実
基本施策4	職員の相談対応能力の向上
基本目標3 適切な被害者の保護	
基本施策1	被害者の安全確保のための支援
基本施策2	危険が急迫しているときの迅速な一時保護の実施
基本施策3	同伴する子どもへの支援
基本施策4	被害者の情報管理の徹底
基本目標4 被害者の自立に向けた支援の充実	
基本施策1	生活や経済的基盤の安定のための支援
基本施策2	各種手続や制度に関する情報提供
基本施策3	同伴する子どもの就学等の支援
基本施策4	精神的なケアの実施
基本目標5 関係機関・団体との連携の推進	
基本施策1	関係機関や団体との連携
基本施策2	旭川市子ども・女性支援ネットワークの活用

## 3 被害者支援のフロー

本計画に基づき、被害者の発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、切れ目のない支援を関係機関・団体と連携して行います。被害者支援のフローは、次のページのとおりです。（別紙）

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 DV防止に向けた啓発の推進

(省略)

### 基本施策1 DVに関する知識の普及

広報・啓発活動を通じ、DVに関する正しい知識の普及に取り組みます。特に、次の点について正しい認識を広めるよう努めます。

- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- DVは、親密な間柄にある相手を自分の思いどおりに支配しようとする態度や行動であり、身体に対する暴力だけではなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれること。
- DVは、社会的、経済的に対等ではない関係が背景にあって生み出されるものであること。
- 女性から男性への暴力もDVとなること。
- 同性カップルなどの性的マイノリティ間の暴力もDVとなること。
- 性別にかかわらずDV被害を相談する窓口や被害者を保護する制度があること。
- 家庭において、児童の目の前や、音や声が聞こえる状態でDVを行うことは児童虐待に当たること。

#### 主な取組

- 市有施設や民間施設等にDVに関する啓発リーフレットを配架
- 市の広報誌やホームページを活用したDVに関する啓発
- 外国語で作成したリーフレットや障がい特性に配慮したリーフレットを活用した啓発活動の実施

### 基本施策3 若年層に対する予防啓発の推進

(省略)

### 基本施策4 通報についての啓発

(省略)

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 DV防止に向けた啓発の推進

(省略)

### 基本施策1 DVに関する知識の普及

広報・啓発活動を通じ、DVに関する正しい知識の普及に取り組みます。特に、次の点について正しい認識を広めるよう努めます。

- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- DVは、親密な間柄にある相手を自分の思いどおりに支配しようとする態度や行動であり、身体に対する暴力だけではなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれること。
- DVは、社会的、経済的に対等ではない関係が背景にあって生み出されるものであること。
- 女性から男性への暴力もDVとなること。
- 同性カップル間の暴力もDVとなること。
- 性別にかかわらずDV被害を相談する窓口や被害者を保護する制度があること。
- 家庭において、児童の目の前や、音や声が聞こえる状態でDVを行うことは児童虐待に当たること。

#### 主な取組

- 市有施設や民間施設等にDVに関する啓発リーフレットを配架
- 市の広報誌やホームページを活用したDVに関する啓発
- 外国語で作成したリーフレットや障がい特性に配慮したリーフレットを活用した啓発活動の実施

### 基本施策3 若年層に対する予防啓発の推進

(省略)

### 基本施策4 通報についての啓発

(省略)



基本目標 2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実

様々な理由や事情から、相談機関に相談していない潜在的な被害者もいると思われるため、身近な人からの相談機関等の情報提供や警察への通報のほか、被害者を発見しやすい立場にある職務関係者が被害者に気づき、相談機関につないでいくことが重要です。

職員がDVや被害者への適切な対応などについて知識を高めることにより、市の業務での家庭訪問や乳幼児健康診査等のDV相談以外の業務での対応で、DVを受けている可能性のある市民を発見し、配偶者暴力相談支援センターにつなぐことができるよう取り組みます。また、医療、福祉、教育機関などと連携して、被害者の早期発見に努めます。

被害者の相談支援に当たっては、配偶者暴力相談支援センターに被害者が安心して相談することができる環境を整備するとともに、被害者の抱える問題や背景を的確に理解し、適切な助言や情報提供を行うほか、被害者の意思を尊重しながら、庁内の関係部署や警察等の関係機関、民間団体と連携し、保護や自立に係る支援につなげていきます。

また、被害者の気持ちに寄り添った相談支援ができるよう、配偶者暴力相談支援センターの女性相談支援員及び庁内の関係部署の職員の相談対応能力向上に努めます。

基本施策 1 医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見

(省略)

基本施策 2 安全で安心な相談環境の整備

(省略)

基本目標 2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実

様々な理由や事情から、相談機関に相談していない潜在的な被害者もいると思われるため、身近な人からの相談機関等の情報提供や警察への通報のほか、被害者を発見しやすい立場にある職務関係者が被害者に気づき、相談機関につないでいくことが重要です。

職員がDVや被害者への適切な対応などについて知識を高めることにより、市の業務での家庭訪問や乳幼児健康診査等のDV相談以外の業務での対応で、DVを受けている可能性のある市民を発見し、配偶者暴力相談支援センターにつなぐことができるよう取り組みます。また、医療、福祉、教育機関などと連携して、被害者の早期発見に努めます。

被害者の相談支援に当たっては、配偶者暴力相談支援センターに被害者が安心して相談することができる環境を整備するとともに、被害者の抱える問題や背景を的確に理解し、適切な助言や情報提供を行うほか、被害者の意思を尊重しながら、庁内の関係部署や警察等の関係機関、民間団体と連携し、保護や自立に係る支援につなげていきます。

また、被害者の気持ちに寄り添った相談支援ができるよう、配偶者暴力相談支援センターの相談員及び庁内の関係部署の職員の相談対応能力向上に努めます。

基本施策 1 医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見

(省略)

基本施策 2 安全で安心な相談環境の整備

(省略)

### 基本施策3 相談支援体制の充実

配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実に努めるとともに、庁内の関係部署や警察等の関係機関、民間団体が連携して支援を行うことにより、それぞれの被害者の状況や事情に対応した相談支援を行います。また、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制を充実します。**

#### 主な取組

- 配偶者暴力相談支援センターでの被害者の課題整理と、適切な庁内の部署や関係機関・団体への引継ぎ
- 被害者の意向を尊重した配偶者暴力相談支援センター**女性相談支援員**の同行支援
- 関係機関等職員による必要に応じた個別ケースの検討
- 配偶者暴力相談支援センターと関係部署や関係機関・団体との連携強化
- 警察及び民間支援団体との連携による24時間相談受付体制の確保
- こども家庭センターの設置に関する検討**
- 性別にかかわらず相談しやすい環境の整備
- 配偶者暴力相談支援センター**女性相談支援員**の専門機関が実施する研修への参加機会の確保

### 基本施策4 職員の相談対応能力の向上

(省略)

### 基本施策3 相談支援体制の充実

配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実に努めるとともに、庁内の関係部署や警察等の関係機関、民間団体が連携して支援を行うことにより、それぞれの被害者の状況や事情に対応した相談支援を行います。また、**子どものいる家庭においては、児童相談所と連携するとともに、より一体的な支援を図るため、市の児童相談所の開設について検討します。**

#### 主な取組

- 配偶者暴力相談支援センターでの被害者の課題整理と、適切な庁内の部署や関係機関・団体への引継ぎ
- 被害者の意向を尊重した配偶者暴力相談支援センター**相談員**の同行支援
- 関係機関等職員による必要に応じた個別ケースの検討
- 配偶者暴力相談支援センターと関係部署や関係機関・団体との連携強化
- 警察及び民間支援団体との連携による24時間相談受付体制の確保
- 児童相談所との連携の強化及び市の児童相談所の開設に関する検討**
- 性別にかかわらず相談しやすい環境の整備
- 配偶者暴力相談支援センター**相談員**の専門機関が実施する研修への参加機会の確保

### 基本施策4 職員の相談対応能力の向上

(省略)

基本目標 3 適切な被害者の保護

身体的な暴力や脅迫により、身体の安全が脅かされる被害者の安全確保に関する制度には、次のものがあります。

○一時保護

適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急に保護することが必要なときに、被害者本人の意思に基づき、北海道又は市が民間シェルターなどに一時的に保護する。

○保護命令

配偶者等からの「身体に対する暴力」又は「生命、**身体、自由、名誉若しくは財産**に対する脅迫」を受けた被害者が、更なる配偶者からの身体に対する暴力を受けることにより、生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者からの申立てに基づき、裁判所が加害者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者の子又は親族への接近等の禁止、③被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去、④**電話や電子メールの送信等及び位置情報に関する情報の取得等**禁止命令を内容とする「保護命令」を発令する。

○住民票の写しの交付制限等

被害者の保護を図る観点から、一定の要件を満たした被害者から申出があった場合、被害者の住民票の写しの交付制限等を行う。

これらの安全確保に関する制度について被害者に情報提供を行い、被害者の意思に基づき、制度の利用を支援し、被害者の安全を確保します。

被害者に危険が急迫しているときには、警察に通報するとともに、被害者に対し一時保護を受けることを勧め、安全を確保します。一時保護期間中は、携帯電話の使用や外部との接触が制限されることから、近年、被害者が一時保護制度の利用をためらう傾向にありますが、被害者の意思を尊重しながら危険の度合いを見極め、制度の利用について助言を行います。

加害者から逃れた被害者の情報については、加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底します。

**基本施策 1** 被害者の安全確保のための支援

(省略)

**基本施策 2** 危険が急迫しているときの迅速な一時保護の実施

(省略)

基本目標 3 適切な被害者の保護

身体的な暴力や脅迫により、身体の安全が脅かされる被害者の安全確保に関する制度には、次のものがあります。

○一時保護

適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急に保護することが必要なときに、被害者本人の意思に基づき、北海道又は市が民間シェルターなどに一時的に保護する。

○保護命令

配偶者等からの「身体に対する暴力」又は「**生命等**に対する脅迫」を受けた被害者が、更なる配偶者からの身体に対する暴力を受けることにより、生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者からの申立てに基づき、裁判所が加害者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者の子又は親族への接近等の禁止、③被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去、④**電話等**禁止命令を内容とする「保護命令」を発令する。

○住民票の写しの交付制限等

被害者の保護を図る観点から、一定の要件を満たした被害者から申出があった場合、被害者の住民票の写しの交付制限等を行う。

これらの安全確保に関する制度について被害者に情報提供を行い、被害者の意思に基づき、制度の利用を支援し、被害者の安全を確保します。

被害者に危険が急迫しているときには、警察に通報するとともに、被害者に対し一時保護を受けることを勧め、安全を確保します。一時保護期間中は、携帯電話の使用や外部との接触が制限されることから、近年、被害者が一時保護制度の利用をためらう傾向にありますが、被害者の意思を尊重しながら危険の度合いを見極め、制度の利用について助言を行います。

加害者から逃れた被害者の情報については、加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底します。

**基本施策 1** 被害者の安全確保のための支援

(省略)

**基本施策 2** 危険が急迫しているときの迅速な一時保護の実施

(省略)

**基本施策3** 同伴する子どもへの支援

(省略)

**基本施策4** 被害者の情報管理の徹底

(省略)

基本目標4・5

(省略)

**基本目標6** 困難な問題を抱える女性への支援

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）が成立しました。

困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的な支援を行います。

**基本施策1** 困難な問題を抱える女性への相談支援の充実

被害者が抱える、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、庁内の関係部署や民間団体等が連携し、早期から切れ目なく被害者の状況や事情に対応した相談支援や情報提供を行います。

主な取組

- 配偶者暴力相談支援センターでの被害者の課題整理と、適切な庁内の部署や関係機関・団体への引継ぎ
- 被害者の意向を尊重した配偶者暴力相談支援センター相談支援員の同行支援
- 関係機関等職員による必要に応じた個別ケースの検討
- 配偶者暴力相談支援センターと関係部署や関係機関・団体との連携強化
- 警察及び民間支援団体との連携による24時間相談受付体制の確保
- 性別にかかわらず相談しやすい環境の整備

**基本施策2** 困難な問題を抱える女性への包括的な支援

関係部署と連携し、被害者支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度に繋げていきます。

**基本施策3** 同伴する子どもへの支援

(省略)

**基本施策4** 被害者の情報管理の徹底

(省略)

基本目標4・5

(省略)

<p>主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護、母子福祉資金等貸付金、児童扶養手当等の援護制度に関する情報提供</li> <li>○母子生活支援施設と連携した子どもを伴う被害者の自立に向けた支援</li> <li>○民間シェルターと連携した被害者からの相談対応、保護、自立に向けた支援</li> <li>○地域包括支援センターや障害者福祉センターに関する情報提供</li> </ul>
---

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進

(省略)

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進

(省略)